

# 免除制度があります!

前年所得が基準額に満たない方、あるいは離職状態にある方等、経済的な理由で年金保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付を「免除される制度」があります。

## ①保険料免除制度

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額又は一部が免除されます。申請者本人のほか、配偶者および世帯主の方の前年所得により決定されます。

- ・全額免除           全額免除
- ・4/3免除           保険料の1/4は納付
- ・半額免除           保険料の1/2は納付
- ・4/1免除           保険料の3/4は納付

老齢・障害・遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入され、老齢基礎年金の金額にも反映されます。(一部免除は、免除されない部分の保険料を納付されない場合、その期間は未納となりますのでご注意ください。)

## ②若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の納付が全額猶予されます。申請者本人と配偶者の前年所得により決定されます。

老齢・障害・遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

## ③追納制度

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納付(追納)することができ、年金額を満額に近づけることができます。(ただし、当時の保険料に一定の加算額が上乘せされる場合があります。)

\*平成27年度の免除等の受付けは平成27年度7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

ただし、平成27年7月中に申請する場合は、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間(前1年間分)についても申請することができますので、前1年間分の免除等も併せて申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

\*平成27年6月まで一部免除及び失業等を理由とした特例による免除が承認となった方は、7月以降新たに申請が必要です。

お問合せ先 町民課住民福祉係

## 広報「たてしな」6月号記事に関するお詫びと訂正

広報「たてしな」6月号10ページに掲載の「大きく育て子ども王国」で、掲載した箇所に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

正しくは、次のとおりです。

(誤)	なかむら 中村	しゅり 朱里ちゃん	(男)	細谷
(正)	なかむら 中村	しゅり 朱理ちゃん	(男)	柳沢

